

外壁清掃工事

塗装工事

増改築工事

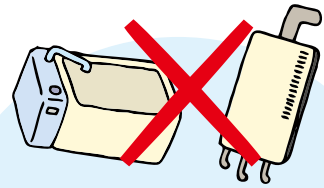
をされる

工事会社さまへお願い

外壁の塗装工事等で、
給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式給湯器などを
ビニールで覆うときは
入居者の方に、ガスの使用禁止を
お願いしてください。

給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用
されると、すぐ消えてしまったり、新鮮な空気が不足して
不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因や機器の
異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。

ただ今
塗装工事につき
ガス機器は
使わないでください



はい！
わかりました



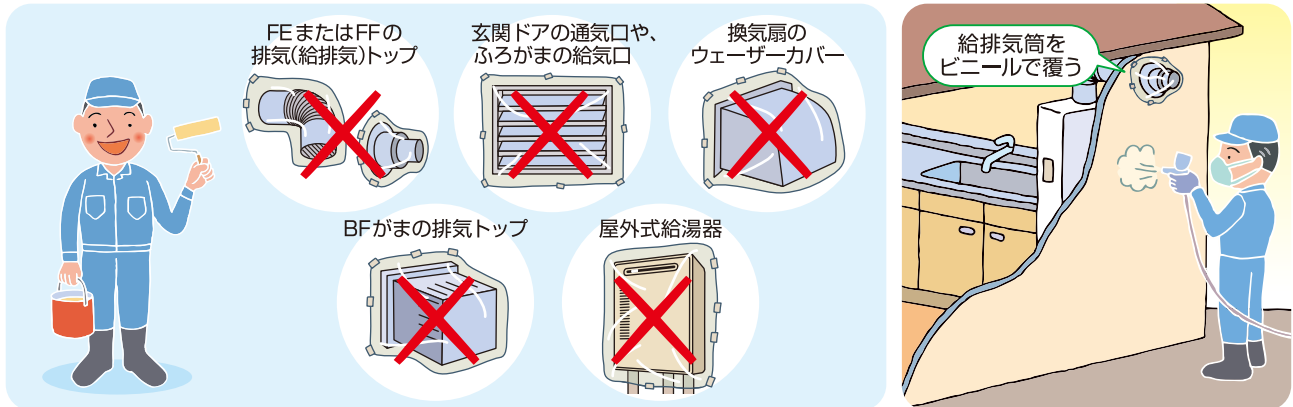
管理人さんにも打ち合わせを

共同住宅の塗装等で工期が長くなる場合には、管理人さんとの打ち合わせの上、ガス機器の使用制限等について掲示板および回覧板等でお知らせしてください。



作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてくださるようお願い致します。

工事の際、ビニール等で覆ったままガスを使用しないでいただきたい箇所



経済産業省からのお願い

ビニール養生した状態でガス機器を使用することによる事故(異常着火、CO中毒)が発生しております。ビニール養生中はガスを使用しないようにご説明ください。また、工事終了後は確実にビニール養生を取り外してください。



ご相談・お問い合わせは

